

会員の皆様へ !!

自動車損害賠償責任保険料（自賠保険）が

本年4月から大幅に引き下げ !!（ご案内）

平成20年2月1日
滋賀県トラック協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、当協会事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年1月18日の自動車損害賠償責任保険審議会において、新たな自賠責保険基準料率が平成20年4月1日から適用（22%大幅軽減）されることについて答申されましたので、ご案内申し上げます。

なお、主な事業用貨物自動車については下記の表のとおりです。詳しくは金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/>)に掲載されていますので、ご参考までにお知らせ致します。

記

（事業用）

車種		現行(A)	改定(B)	改定額(B-A)
普通及びけん引普通 貨物自動車	2ト>超え	70,650	49,040	21,610
	2ト>以下	48,520	34,230	14,290
小型及びけん引普通 貨物自動車		26,400	19,420	6,980
被けん引自動車 (軽除く)		4,990	5,090	100
霊きゅう自動車		8,120	7,270	850

（単位：円）

上記保険料は、12ヶ月契約の金額です。

現行金額は、契約者負担額です。

改定額は、平成20年4月1日から5年間適用。

保険の始期が4月1日以後の場合に、上記改定金額が適用されます。

2～3月に新車の購入や車検を受けられる会員様は、別紙のとおり

契約されると保険料が安くなる場合がありますので、保険会社等にご確認下さい！

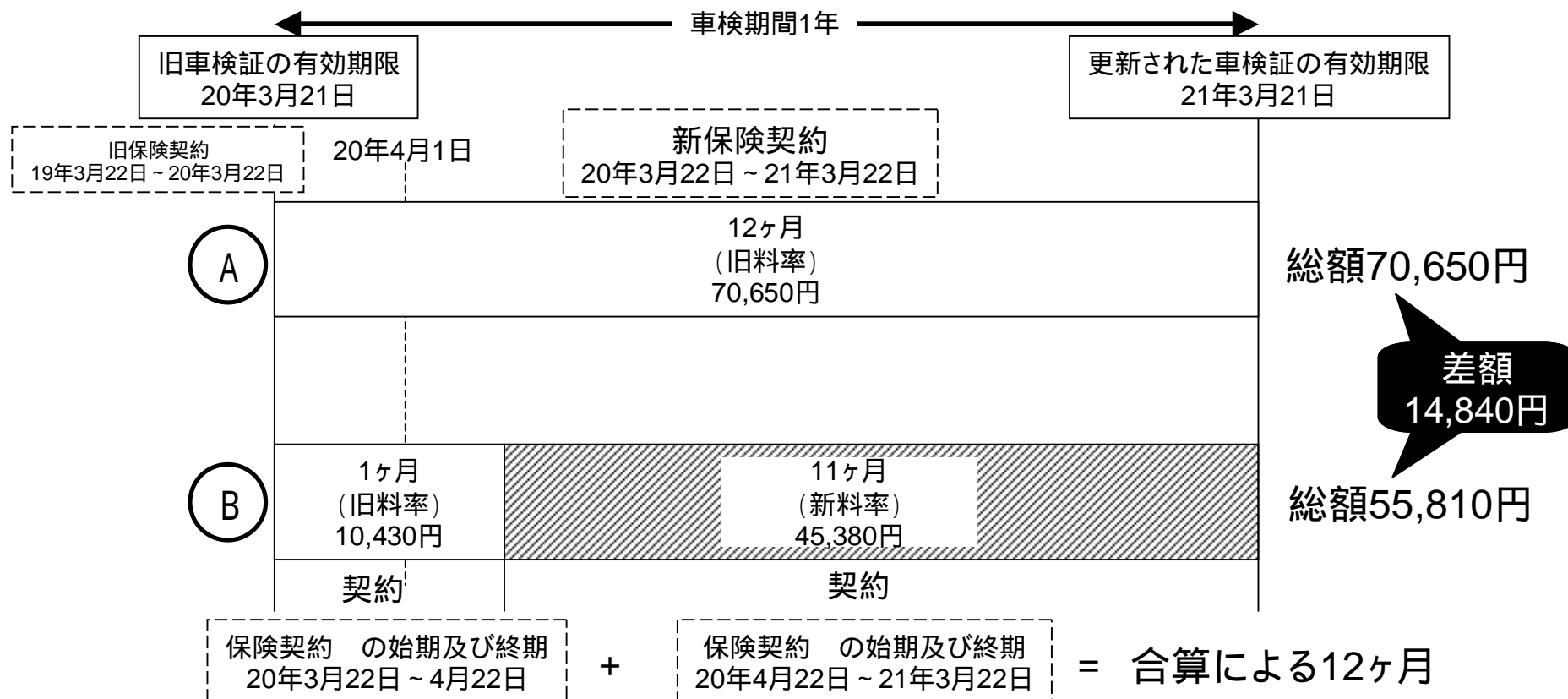
(別紙)

平成20年3月末日以前の契約に係る保険料の適用について

平成20年4月1日以降に車検が満了する自動車については、新保険料が適用されます。
平成20年2月1日～3月31日に車検が満了する自動車については、下記Aだけでなく、Bのように、旧保険料の保険契約と新保険料の保険契約を継ぎ足して同時に契約することも可能です。
(通算して車検期間を満たす場合に限りです。)

車種・期間によっては、金額が異なりますので、詳しくは保険会社等にお問合わせ下さい。

< 営業用普通貨物自動車(最大積載量2トン超)12ヶ月契約のケース >



20年2月1日～2月29日に車検開始の場合、旧料率2ヶ月+新料率10ヶ月の合算による12ヶ月に出来ます。